

3. 避難指示区域内の活動などに関する Q&A

QA8 避難指示解除準備区域と居住制限区域は自由に立入が可能ですか

- (1) 2つの区域では、関係者（住民、インフラ復旧・除染・原発作業員等）の立入りに制限はありませんが、引き続き、避難指示が継続している地域であることから、関係者以外の立入りは控えることとしています。
- (2) 特に居住制限区域は年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあることから、不要不急の立入りは控えることとしています。
- (3) 避難指示解除準備区域と居住制限区域では、スクリーニングや線量管理は原則として義務づけられていませんが、希望される方については、スクリーニングを行ったり、線量計の貸出しを行うことができます。

内閣府「区域見直し後の区域でできる活動などに関する Q&A（2013 年 3 月公開版）」より作成

出典の公開日：2013 年 3 月

本資料への収録日：2014 年 3 月 20 日

改訂日：2015 年 3 月 31 日